

2022年5月20日

各 位

会 社 名 東京海上ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 小宮 暁
(コード：8766 東証プライム)
問合せ先 経営企画部 部長 八幡 俊洋
(TEL 03-6704-4268)
(東京海上日動火災保険株式会社広報部常駐)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月27日開催予定の第20回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 従来、保険持株会社が営むことができる業務の範囲は、保険業法により子会社の経営管理およびこれに附帯する業務に限定されていましたが、保険業法が改正され、その範囲が見直されました。これを受け、当社の目的に関する現行定款第2条について所要の変更を行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり現行定款について所要の変更を行うものです。
 - ① 変更定款案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ② 変更定款案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削るものです。
 - ④ 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

次に掲げる「対照表」に記載のとおりです。

対 照 表

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 (記載省略)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. <u>その他前号の業務に附帯する業務</u> (新設)</p> <p>第 3 条 ↳ (記載省略)</p> <p>第 15 条</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 17 条 ↳ (記載省略)</p> <p>第 40 条</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行のとおり)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 前号の業務に附帯する業務</p> <p>3. <u>前 2 号の業務のほか、保険業法の規定により保険持株会社が営むことのできる業務</u></p> <p>第 3 条 ↳ (現行のとおり)</p> <p>第 15 条</p> <p>(削る)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 17 条 ↳ (現行のとおり)</p> <p>第 40 条</p> <p>附則</p> <p>① <u>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削るものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年6月27日（予定）

定款変更の効力発生日：2022年6月27日（予定）

以 上